

客船ターミナル施設使用許可申請書
(撮影許可申請書)

令和 年 月 日

客船ターミナル施設等指定管理者
東京港埠頭株式会社 様東京都港湾管理条例第6条及び第27条第3項第1号の規定により、次のとおり
客船ターミナル施設を使用したいので申請します。

申請者	氏名 (法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	現場代理人
	住所 (法人にあっては事務所の所在地)	連絡先 ()
	電話 () FAX ()	
撮影目的 及び内容		
撮影日時	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで (時間)	
撮影場所	<input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 屋外乗船客広場 <input type="checkbox"/> 屋外階段 <input type="checkbox"/> 屋内階段 <input type="checkbox"/> ルーフデッキ <input type="checkbox"/> ルーフガーデン <input type="checkbox"/> コンコース	
撮影方法	(リストから撮影方法を選択)	
人数	スタッフ 人 キャスト 人 エキストラ 人 その他 人 合計 人	
車両台数 撮影機材等	車両 台 (車種) 持込機材	

*内訳	写真の撮影	(1時間当たり) ¥ 1,560(税込) × 時間 = 円	*使用料	円
	映画、テレビ及び ビデオの撮影	(1時間当たり) ¥ 6,750(税込) × 時間 = 円		
	うち消費税	適用税率 10% 消費税額 円		

<使用条件>

- 撮影中は、許可書を必ず携帯してください。
- 撮影期間には、準備、後片付けの時間も含まれます。上記時間内に終了して下さい。
- 本許可は、排他的な敷地の占有権までを認めるものではありません。撮影中の一般利用者の通行・見物等制限は、一時的かつ一般利用者の善意協力の範囲で、撮影者において行ってください。
- 撮影を中止する場合は、必ず管理事務所までご連絡ください。なお領収した使用料は返還しません。
- 撮影のために施設の照明を操作することはできません。
- 撮影に必要な電源は、撮影者をご用意ください。
- 即時に移動できない物件等は設置できません。
- 本使用条件を遵守しない場合は、直ちに撮影を中止していただきます。

*受付印

*取扱者

(注) *印のある事項は、記入しないでください。